

# 危機管理マニュアル

県立豊栄高等学校

## <発生時における安全管理の大原則>

管理職の指示や、マニュアルの手順に従い、生徒等の安全確保のために最善の対応は何かを常に意識しながら、冷静かつ的確・迅速に対応する

## <分野別の安全管理方策>

### 火災の発生

#### (1)【通報】

①火災を発見した者は、すぐに事務室（事務長）・教務室（教頭）に通報する。

#### (2)【状況確認・判断・初期消火】

- ①事務長，教頭，教務室にいた職員で現場に急行し，状況を確認して，すぐに対応を判断する（消防署への通報，避難の必要性）
- ②可能であれば，初期消火する（炎が天井に達する前まで）

#### (3)【緊急放送・消防署への通報】

- ①校長に端的に状況報告し，指示を受ける。
- ②緊急放送（通報連絡者）「緊急放送です。緊急放送です。落ち着いてよく放送を聞きなさい。ただ今，○校舎○階○室より火災が発生しました。生徒は先生の指示に従って，落ち着いて○○に避難します。（2回繰り返した後）行動開始。」  
授業者（近くにいた職員）は直ちに授業を中止し，緊急放送を静かに聞くよう指示
- ③消防署への通報（通報連絡者）（119をダイヤルすると，消防署がまず「火災ですか，救急ですか」と尋ねてくるので，落ち着いて質問に答える）

＜通報連絡者：◎事務長，教頭など＞

#### (4)【避難誘導】 基本 グラウンド

- ① 授業者（近くにいた職員）は，出席簿を持って，生徒を誘導・避難させる。
  - ・教室の窓を閉めさせる      ・全員を廊下に並べる      ・前後の戸を閉めさせる
  - ・避難原則に沿って避難させる
    - 上層階からの避難を優先
    - 校舎内より出火した場合は，出火場所にかかわらず全生徒を校庭に避難
    - 火災発生階より上層階の学級は，非常階段または火災発生場所の反対側の階段から避難
    - 火災発生階より下層の学級は，屋内階段から避難
- ②授業者でない職員は，手分けをして逃げ遅れ生徒がいらないか確認する。
- ③通報連絡者は，家庭環境調査票・携帯電話を持って，避難本部を設置する。

#### (5)【人員確認】

- ①職員は，避難場所に誘導したら，グラウンド中央で点呼をとれるよう整列させる。
- ②人員点呼，安否・負傷者の確認を確実に行う。
- ③人員確認の結果について，報告する。  
授業者 → 各学年主任 → 教頭 → 校長

#### (6)【避難後の対応】

- ①逃げ遅れ生徒，負傷者等があれば，管理職の指示により，救護する。

- ②被害状況の確認（生徒、職員、校舎施設等）と生徒のメンタルケア（落ち着かせる）
- ③県教育委員会への第一報、今後の対応の協議・決定
- ④保護者との連絡、引き渡し（連絡が付かない場合は保護を継続）
- ⑤マスコミ等の対応

## 不審者侵入の発生

### (1)【来校者確認】

- ①来校者には、事務室で受け付け簿の記載、名札の着用を依頼する。
- ②校内で来校者にあつたら、職員は必ず声を掛ける。挙動がおかしいなど、不審者の疑いがある場合は、落ち着いて対応する。  
例：「何先生にご用ですか」「ご案内します」「校長室（教務室）へどうぞ」

### (2)【初期対応】

- ①発見した職員が冷静に対応し、生徒を不審者から遠ざける。  
例：「教室ですので、校長室（教務室）へどうぞ」
- ②生徒等の伝令などを走らせて、応援を要請する。
- ③連絡を受けたら、複数の男性職員で現場に急行する。  
その場に居合わせた職員が躊躇せずに警察に通報する（110をダイヤル） その旨、管理職に報告する。

### (3)【対峙・避難】

- ①危険な状況の場合には、不審者と対峙し、その間に避難場所を指定して、生徒に避難指示を行う。  
＜対峙＞  
生徒用椅子、さすまたの活用、防犯スプレーを利用する。  
不審者を生徒に近づけない。（「〇〇に逃げろ」など）  
冷静・沈着・自信のある態度で行動する。  
間合いに注意し、相手の目から自分の目を離さない。  
相手を説得し、行為を止めさせる。  
応援が来るまでの時間を稼ぐ。  
大声をあげて注意を喚起する（「教務室に先生を呼びに行け」など）
- ②不審者に背を向けず、間合いをとって警察が来る時間を稼ぐ。  
自分の身の危険が高い場合は、遠くから不審者の動きを監視する。
- ③不審者が生徒の避難先に向かわないようにする。向かった場合は、生徒を速やかに二次避難させる。

### (4)【応急処置】

- ①負傷者の状況を把握し、止血等の応急処置を行う。必要に応じて、躊躇せずに救急車を要請する。

### (5)【事後対応】

- ①県教育委員会への連絡
- ②生徒への対応  
状況を説明して、動揺をしずめる。（全校で、学級で）  
急性ストレス障害、外傷後ストレス障害（PTSD）等への対応  
（生徒観察、アンケート調査、個別相談、県へのカウンセラー派遣要請 など）
- ③保護者への対応  
状況を早く、正確に伝え、理解と協力を求める  
・電話 ・文書 ・家庭訪問 ・緊急保護者会 等

- ④近隣学校や地域への対応，警察，消防，病院等との情報交換
- ⑤マスコミ等の対応について協議・確認する。

## 地震とその後の津波の発生

### (1)【緊急対応】

- ①授業者（近くにいた職員）は，地震発生直後，強い揺れの場合は，とにかく生徒の身の安全を守る。
  - ◇大きな地震直後
    - ・机の下にもぐる                      ・出口を確保                      ・ガラスの多い場所から遠ざかる
    - ・体育館は，落下物に気をつけ，外に出る                      ・校庭は，校舎から離れ，中央に逃げる
    - ・図書室や理科室，下駄箱など倒れるものがある場所から遠ざかる

### (2)【状況確認・判断・通報】

- ①授業者は，大きな揺れがおさまってから周囲の状況を確認する。特に，次の点に留意する。
  - ・転倒，倒壊物の下敷きや落下物による負傷者の有無
  - ・出火の有無と，火の始末（火を消し，ガス元栓等を閉める）
- ◇負傷者がいる場合
  - ・負傷者の応急手当を優先
  - ・緊急の場合は心肺蘇生（A E D）
  - ・可能であれば救急への連絡等，負傷者を搬送する手立てを講じる
- ◇出火に対しては
  - ・初期消火活動
  - ・消防への連絡
- ② 負傷者あり，出火，いずれの場合も，伝令などを走らせ，応援を要請する。負傷者，消火の必要がない場合は，生徒を落ち着かせて，緊急放送（連絡）を待つ。

### (3)【避難・掌握等】

- ①以降，火災の場合の(3)以降に準ずる
- ②余震が続いている間は生徒の掌握に努めると同時に，津波情報の収集と災害対策本部の準備を行う。
  - ・生徒の集合，点呼による安否確認と状況の把握を行う。
  - ・生徒の精神的なケアにあたる。
  - ・災害対策本部設置の準備
    - 可能な範囲での校舎等内外を安全点検
    - 通信手段機能を確保
    - 学校等近隣の状況を把握
    - 関係機関等からの情報を収集
- ③余震がおさまり，ある程度落ち着ける状況になったら災害対策本部を設置する。
  - 引き続き津波情報の収集と当面の対応について協議，決定
  - 生徒の掌握（ケガ，精神的ショック，帰宅困難な生徒の確認等）
  - 生徒の下校に関する交通機関や道路状況等の確認
  - 校舎等の安全点検と立入禁止区域の設定
  - 情報資材（メガホン，ハンドマイク，トランシーバー，携帯電話等）
  - 学校等近隣の状況把握
  - 関係機関との連絡，避難所開設の準備
  - 連絡窓口の一本化
- ④緊急下校させる場合は，安全確認，連絡を確実に行う。

通学路の状況，公共交通機関の状況

保護者との連絡（下校時、友人の送迎車に乗車させない等、必ず保護者と確認を行う）

川沿いや側溝に近づかないように

土砂崩れや落石のおそれのある場所を知っておく。十分に注意

看板などの落下物，飛散物に十分注意

⑤登校前であれば，登校の可否を決定して，その旨家庭連絡する。

## 風水雪災害の発生

### (1)【状況把握】

① 気象情報，地域の状況，今後の見通しをできるだけ正確に掌握する。

② 必要に応じて，教育委員会や関係機関等と連絡をとり，対応を協議する。

### (2)【避難・緊急下校】

① 避難の場合は，地震の発生に準ずる。

## 雷の発生

### (1)【緊急避難】

① 落雷の予兆があったら，授業者・部活動顧問（近くにいた職員）は，生徒がグラウンド等の屋外にいた場合は，速やかに校舎内に避難させる。

＜落雷の予兆＞

- ・モクモクと発達した一群の入道雲は落雷の危険信号である。
- ・厚い黒雲が頭上に広がったら，雷雲がさらに近づいたと考えてよい。
- ・雷雲の接近時には，突風が吹くとともに気温が下がり，やがて激しい雨になる場合が多い。
- ・雷鳴はかすかでも危険信号，雷鳴が聞こえなくても突然落雷が発生する場合がある。
- ・雷雲が遠ざかって雷鳴が聞こえなくなっても，20分くらいは落雷の危険がある。

② 部活動顧問は，普段から，落雷の予兆があったら速やかに校舎内に避難するよう，生徒に指導しておく。

近くに建物がない場合は，バスや自動車の中に逃げてもよい。

背の高い木などの近くにいと危険。4メートル以上離れて，姿勢を低くする。

＜落雷を回避できる範囲＞

高さ5 m以上30m以下の高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で，その物体から4 m以上離れた場所

## 原子力災害の発生

### (1)【正確な情報の把握】

①放射性物質は無色無臭であり，そのレベル，被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。

国，県，市町などの災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなるので，災害発生時には，関係機関（災害対策本部）等からの情報を確実に入手する。

### (2)【避難等】

①災害対策本部から屋内退避・避難等の対応方針に基づいた対応をとる。

- ・屋内に避難する。
- ・戸や窓を閉めたり，換気扇・空調設備を止めたりする（外気を遮断）
- ・他の施設等に移動する場合は，マスク，外衣を着用する。

# Jアラートの発令時

全国瞬時警報システム（Jアラート）が発信された場合

## (1)【事前・確認事項ほか】

- ①新潟県下越地方が対象地域になっている場合は全校生徒自宅待機
- ②新潟県が対象地域になっていない場合は着弾情報を確認した上で、原則、通常登校とする。

## (2)【弾道ミサイルに関する確認】

- ①弾道ミサイルは発射から極めて短時間（１０分以内）に着弾する。
- ②ミサイル着弾時には暴風や破片などによる被害が想定される。

## (3)【近くに弾道ミサイルが着弾した場合】

- ①屋外にいる場合は口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- ②屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

## (3)【屋外にいる場合】

速やかに教室等の屋内に避難する。屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

## (4)【屋内にいる場合】

学校の施設内のできるだけ窓のない空間に避難する。窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れる。

## (5)【部活動などで他の施設にいる場合】

教員や顧問の指示に従い、速やかに屋内に避難する。屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

## (6)【登下校時】

- ①近くの頑丈な建物や地下に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
- ②安全が確保された後、自宅に戻り待機。緊急掲示板や緊急情報メールによる指示を確認する。
- ③安全が確保された後、学校に登校し待機。教職員の指示に従う。
- ④電車などに乗車中は運転手や係員の指示に従う。

## (7)【事後対応】

- ①逃げ遅れ生徒、負傷者等があれば、管理職の指示により、救護する。
- ②被害状況の確認（生徒、職員、校舎施設等）と生徒のメンタルケアをする。
- ③被害ありの場合は県教育委員会への第一報、今後の対応の協議・決定する。
- ④保護者との連絡、引き渡す。連絡が付かない場合は保護を継続する。
- ⑤マスコミ等の対応について協議・確認する。

# 爆破予告

## (1)【事前・確認事項ほか】

- ①いたずらや嫌がらせの可能性が考えられる場合であっても、最悪の事態を想定し、生徒・教職員の安全を最優先に対応する。
- ②警察・教育委員会等関係機関と緊密に連携し、迅速・的確に対応する。

## (2)【爆破予告（電話・手紙・メール等）】

- ①電話の場合は録音できる電話に転送し、録音をする。
- ②スピーカーボタンを押し、複数人で情報を聞く。場合によってはスマホに音声を録音する。

(3)【管理職へ報告】

(4)【関係教職員の緊急招集】  
情報共有と対応協議をする。

(5)【関係機関への緊急連絡】

- ①警察への連絡する
- ②警察の指示に従い、安全を第一に考えて対応する。
- ③県教育委員会への第一報連絡をする。

(6)【全職員の緊急招集及び緊急職員会議の開催】

- ①情報共有
- ②警察へ対応依頼し、教職員による搜索・点検等は実施しない。

(7)【避難指示及び避難時の役割分担】

- ①避難場所、避難方法、避難時の注意点（不審物に触れない、冷静に行動する等）を放送で指示する。
- ②生徒が動揺しないように、担任や授業担当者は誘導し、声かけにより避難場所へ移動する。
- ③避難後の人員点呼の徹底する。

(8)【事後対応】

- ①緊急対策会議（関係教職員・警察等）を開催し、警察・教育委員会からの指示等について集約する。
- ②生徒・保護者への指示・説明内容、保護者宛文書の作成、緊急保護者会の開催等説明方法等を協議する。
- ③当日の日程（授業・部活動・下校等）及び翌日の授業実施の有無等を協議する。
- ④マスクミ等の対応について協議・確認する。

## <関係機関等の連絡先>

| 名 称                                                                                                          | 電 話 等                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【消防署】 北消防署<br>【警察署】 北警察署                                                                                     | 3 8 7 - 0 1 1 0 (県警本部 1 1 0)<br>3 8 6 - 0 1 1 9 (県消防本部 1 1 9)                                                                                                                                                        |
| 【医療機関】 豊栄病院<br>県立新発田病院<br>阿賀野市民病院<br>新潟市民病院<br>(整形外科) いしざか整形外科<br>(内科) 堀医院<br>(耳鼻科) いぬかい耳鼻科<br>(眼科) さいとう眼科医院 | 0 2 5 - 3 8 6 - 2 3 1 1<br>0 2 5 4 - 2 2 - 3 1 2 1<br>0 2 5 0 - 6 2 - 2 7 8 0<br>0 2 5 - 2 8 1 - 5 1 5 1<br>0 2 5 - 3 8 8 - 1 1 5 4<br>0 2 5 - 3 8 7 - 5 7 8 0<br>0 2 5 - 3 8 4 - 3 3 1 1<br>0 2 5 - 3 8 4 - 7 1 0 7 |
| 【教育委員会】<br>(保健体育課) 学校体育指導係<br><br>(高校教育課) 管理係<br>生徒指導課                                                       | 電話 0 2 5 - 2 8 0 - 5 6 2 4<br><br>電話 0 2 5 - 2 8 0 - 5 6 1 0<br>電話 0 2 5 - 2 8 0 - 5 1 2 4<br>F A X 0 2 5 - 2 8 4 - 9 3 9 6                                                                                          |
| 県立豊栄高等学校<br><br>教頭メール                                                                                        | 代表電話 0 2 5 - 3 8 7 - 2 7 6 1<br>教務室 0 2 5 - 3 8 7 - 2 9 0 1<br>F A X 0 2 5 - 3 8 8 - 5 6 5 0<br>sub@toyosaka-h.nein.ed.jp                                                                                            |

### <緊急時の広報内容（保護者等）>

(1) いずれか可能な手段で、保護者等に次の内容について広報する。

- ・いつ、どこで、何が発生したか
- ・現在の状況について
- ・当面の対応について

(2) 広報にあたっては下記の点に留意する

- ・できるだけ多くの具体的な状況を把握する
- ・情報の一元化を図る
- ・外部からの問い合わせ窓口を一本化する

(3) 有効な通信・連絡手段

- ・固定電話・携帯電話（ツイッター）・テレビ・ラジオ・ホームページ
- ・固定電話の災害時優先電話・携帯電話の災害用伝言板